

資料編

1 条例・規則

○大府市協働のまちづくり推進条例

平成 18 年 3 月 28 日大府市条例第 2 号

大府市協働のまちづくり推進条例

時代の変化とともに市民の生活様式や価値観は多様化し、生きがいや心の豊かさが感じられる地域社会の創造が求められています。

ますます多様化する市民の思いに対応するためには、市がすべてを担うのではなく、地域で生活し、活動している多様な主体が担い手となって、それぞれの存在意義を理解し、尊重しあいながら、連携、協力し、適切な関係を築く中で、まちづくりを進めていくことが重要です。

私たちのまちには、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市がそれぞれ協力し、支え合う「協働」の精神が芽生えています。

いまこそ、この精神を市民の理解のもとに育み、まちづくりの基本とし、地域の力が十分に発揮される「協働」のまちづくりを進めることが必要です。

ここに、「協働」により、心豊かに生き生きと暮らせる「健康都市」を築くため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、協働のまちづくりの推進を図り、魅力と活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、相互の立場及び特性を認識し、かつ、尊重しながら共通の目的を達成するために協力することをいう。
- (2) 市民活動 市民等が自主的に参加して自発的に行う地域社会に貢献することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 自治会・コミュニティ 一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。
- (5) NPO 社会や地域のために自主的に活動する営利を目的としない民間の組織をいう。
- (6) ボランティア 社会や地域のために自主的に活動する個人をいう。

(7) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念にのっとり、協働のまちづくりを推進しなければならない。

(1) 相互の活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(2) 相互の特性及び役割を理解し、協力すること。

(3) 相互に必要な情報を提供し、共有すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考えて自ら行動するとともに、各地域の自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加し、身近な地域の課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

(自治会・コミュニティの役割)

第5条 自治会・コミュニティは、地域の特色を生かした自治会・コミュニティ活動の充実に努めるとともに、当該地域内の市民に対し自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加するよう働きかけるものとする。

2 自治会・コミュニティは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他の自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。

(NPO・ボランティアの役割)

第6条 NPO・ボランティアは、自らの活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 NPO・ボランティアは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他の NPO・ボランティア、自治会・コミュニティ、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、協働のまちづくりを推進するための環境整備に努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、広く市民等の意見を求め、協働のまちづくりに関する働きかけに対し適切に対処するものとする。

(市職員の役割)

第9条 市職員は、自らも市民であることを自覚し、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民の役割を果たすよう努めるものとする。

2 市職員は、市民等の連携を促し、それぞれの力を最大限に発揮するために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

(市の施策)

第 10 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市政への参画機会の提供に関する事。
- (2) 市民活動のための場の提供に関する事。
- (3) 情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 人材の育成に関する事。
- (5) 市民活動のための財政支援に関する事。
- (6) その他協働のまちづくりの推進に必要な事。

(大府市協働推進委員会)

第 11 条 この条例に基づく協働のまちづくりの推進について必要な事項を調査審議するため、大府市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年9月 29 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大府市協働推進委員会規則

平成 18 年 3 月 28 日大府市規則第 5 号

大府市協働推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大府市協働のまちづくり推進条例(平成 18 年大府市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 11 条第 3 項の規定に基づき、大府市協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語であって、条例において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関し必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進のための指針に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自治会・コミュニティの代表者
- (3) NPO の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第 7 条 委員会の運営に関し指導又は助言を得るため、委員会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、市民活動に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民協働部協働推進生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月29日規則第37号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 指針の策定体制

○大府市協働推進委員会

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	中村 直也	総合ボランティアセンター運営委員会委員長
副委員長	天野 美恵	タツミ化成株式会社取締役
委員	藤井 正	公募委員
委員	野川 桃江	公募委員
委員	深谷 太真彦	森岡自治区長
委員	山川 陽子	大府コミュニティ推進協議会
委員	鈴木 登紀子	NPO法人愛知ネット
委員	深谷 亮柄	大府青年会議所副理事長
委員	山内 健次	大府市副市長
助言者	昇 秀樹	名城大学都市情報学部教授

○事務局

氏名	所属等
玉村 雅幸	市民協働部長
中村 浩	市民協働部 協働推進生涯学習課長
古田 功治	市民協働部 協働推進生涯学習課 付主査
小柴 明雄	市民協働部 協働推進生涯学習課 協働推進係長
久野 義鎮	市民協働部 協働推進生涯学習課 生涯学習係長
三川 菜摘	市民協働部 協働推進生涯学習課 協働推進係主事

3 策定経過

○大府市協働のまちづくり推進のための指針Ⅳの策定経過

日 時	内 容
令和2年(2020年)5月27日(水)	第1回協働推進委員会 指針Ⅲの説明、構成について
7月29日(水)	第3回協働推進委員会 指針Ⅳの考え方、構成、策定スケジュールについて
11月18日(水)	第4回協働推進委員会 指針Ⅳ(案)について
12月19日(土) ～ 令和3年(2021年)1月19日(火)	パブリックコメント
3月14日(日)	第5回協働推進委員会 指針Ⅳについて

4 参考資料

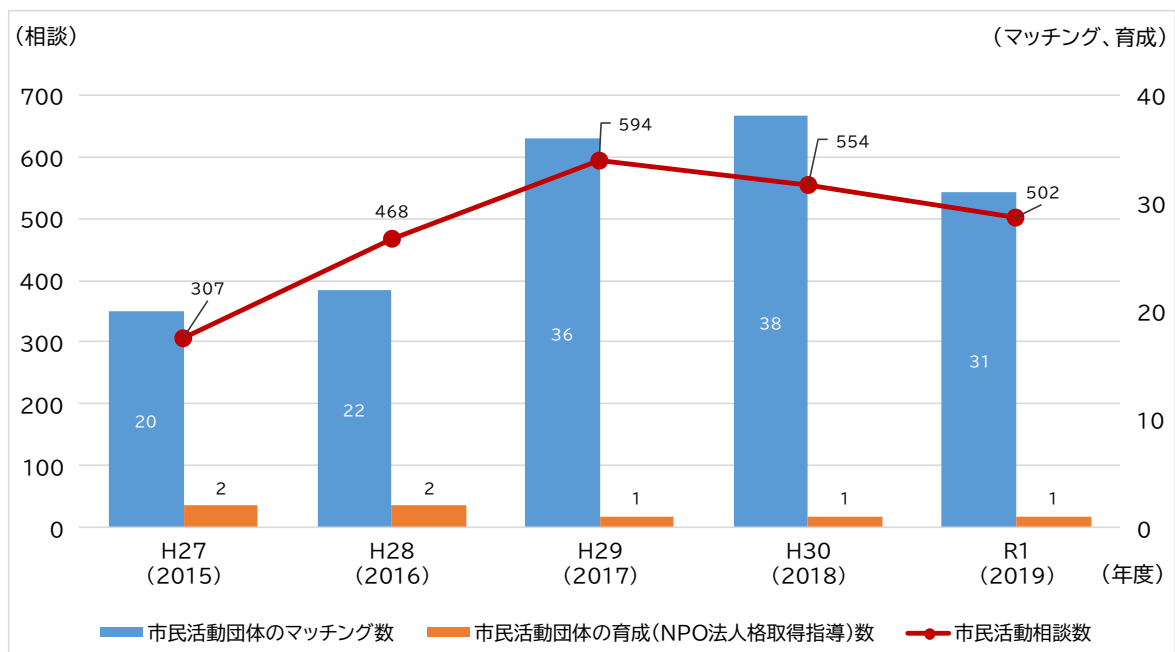
(1)協働事業

○大府市事業提示型協働事業

担当課	事業名・事業内容	実施団体
危機管理課	地域交通安全意識向上のためののぼり旗掲出事業 のぼり旗により、広く住民の交通安全意識の向上を図るとともに、掲出作業を通じて、地域の交通安全を守る当事者としての意識を高める	10自治区
危機管理課	地域防犯意識向上のためののぼり旗掲出事業 のぼり旗により、広く住民の防犯意識の向上を図るとともに、掲出作業を通じて、防犯への関心を高める	10自治区
消防署	街頭消火器点検による地域防火意識向上事業 街頭消火器の点検を通じて、消火器の位置情報及び使い方を住民に周知し、防火意識の普及向上を図る	10自治区
消防署	普通救命講習会支援事業 普通救命講習会での消防署員の補助として実技指導を行うことで、応急手当の普及啓発及び救命率の向上を図る	NPO法人 (ネットワーク大府・さわやか愛知)
農政課	辰池周辺環境整備保全事業 辰池の堤防機能の保全と環境整備の美化を行うことで、地域環境の美化を地域自らの力で行う意識の向上を図る	北尾自治会
青少年女性課	外国人児童向け家庭学習支援 日本語を必要とする外国人児童に家庭学習の支援を行うことで、日本語を学び、宿題をすることを目的とする	クリアンサの会

令和2年4月1日時点

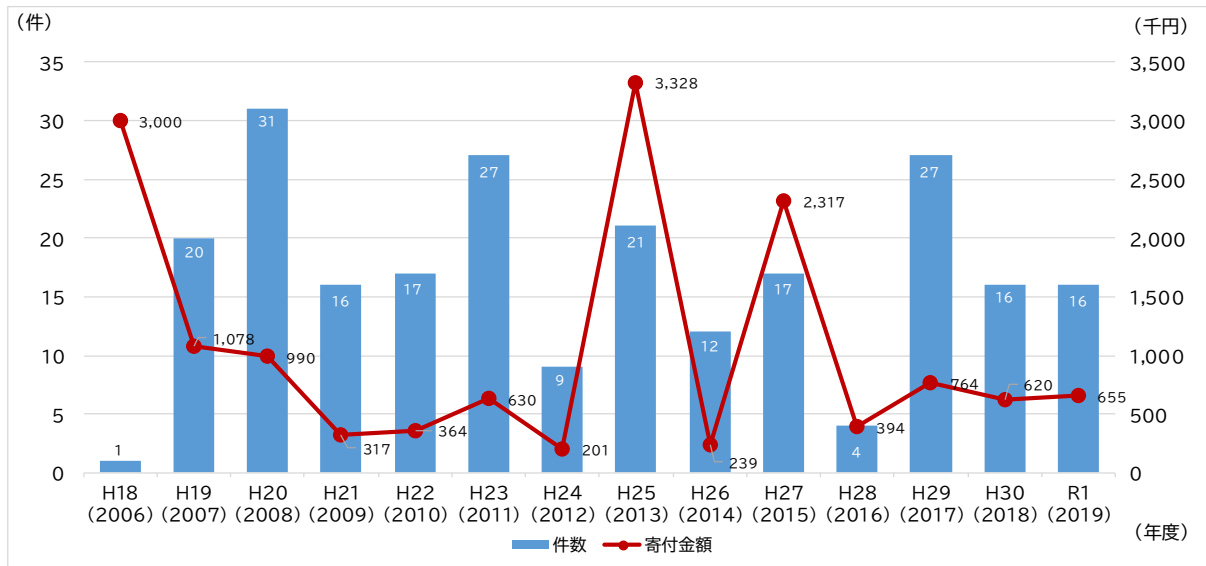
○大府市民活動センター(コラビア)の事業実績



出典:大府市調

各年度末時点

○大府市協働のまちづくり推進基金の寄付金額実績



出典：大府市調

各年度末時点

○大府市協働企画提案事業実績

年度	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
団体数	5	4	6	7	6	4	2
補助額(円)	997,300	814,000	996,000	997,000	998,000	817,000	309,000
団体名	①みらいっこ						
	②境川自然を考える会						
	③大府緑化推進研究会						
	④森岡自治区(2事業)						
	⑤子育てひろば						
	⑥うちエコにこの森						
	⑦子ども文化交流会						
	⑧ナチュラル・リターンクラブ						
	⑨大府市ユースウインドオーケストラ						
					⑩おおぶ地域ねこの会		
					⑪おおぶ菜の花クラブ		
					⑫HareBare(晴れ晴れ)		
					⑬One&One		
						⑭ENサンチュアリグループ	
							⑮オニオンクラブ

年度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
団体数	6	4	4	2	4	3	2
補助額(円)	784,000	683,541	616,000	175,000	677,000	840,000	480,000
団体名	⑮オニオンクラブ						
	⑯大府おもちゃ病院						
	⑰ふるさとガイド おおぶ						
	⑱絵本サークルぼっかぼか						
	⑲子育て支援サークルあそびのいっぼ						
	⑳小さなコンサートを届ける会						
			㉑大府学研究会				
				㉒大府子ども食堂 ふれあい食堂			
					㉓大府つなぐママの会		
					㉔みらいっ子育て 応援実行委員会		
						㉕おさんぼや なないろ	
						㉖ファミリーフェスタ実行委員会	
							㉗いただきますんぐく 食堂

出典：大府市調

令和2年10月1日現在

○大府市 NPO 法人立ち上がり支援事業実績

年度	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
団体数	1	3	3	3	1	1	1
補助額(円)	300,000	900,000	900,000	730,000	45,000	210,000	300,000
団体名	①はっぴいわん大府 (保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全)						
		②ミューぶらん・おおぶ (男女共同参画)					
		③みらいっこ (子どもの健全育成、保健・医療・福祉、 まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ)					
				④かざぐるま会 (保健・医療・福祉、職業能力・雇用機会)			
							⑤東知多菜の花 プロジェクト (まちづくり、観光、 環境保全)

年度	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
団体数	2	2	1	2	2	0	1
補助額(円)	542,000	450,000	300,000	480,000	400,000	0	287,000
団体名	⑤東知多菜の花プロジェクト (まちづくり、観光、環境保全)						
	⑥リハビリテーションビレッジ (保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり)						
			⑦わかち・つむぎあい (保健・医療・福祉、社会教育、学術・ 文化・芸術・スポーツ)				
				⑧TRILL (学術・文化・芸術・スポーツ、 子どもの健全育成)			
							⑨まなびサポート大 府(子どもの健全育 成、社会教育、 まちづくり)

出典:大府市調

令和2年10月1日現在

(2)地域づくり

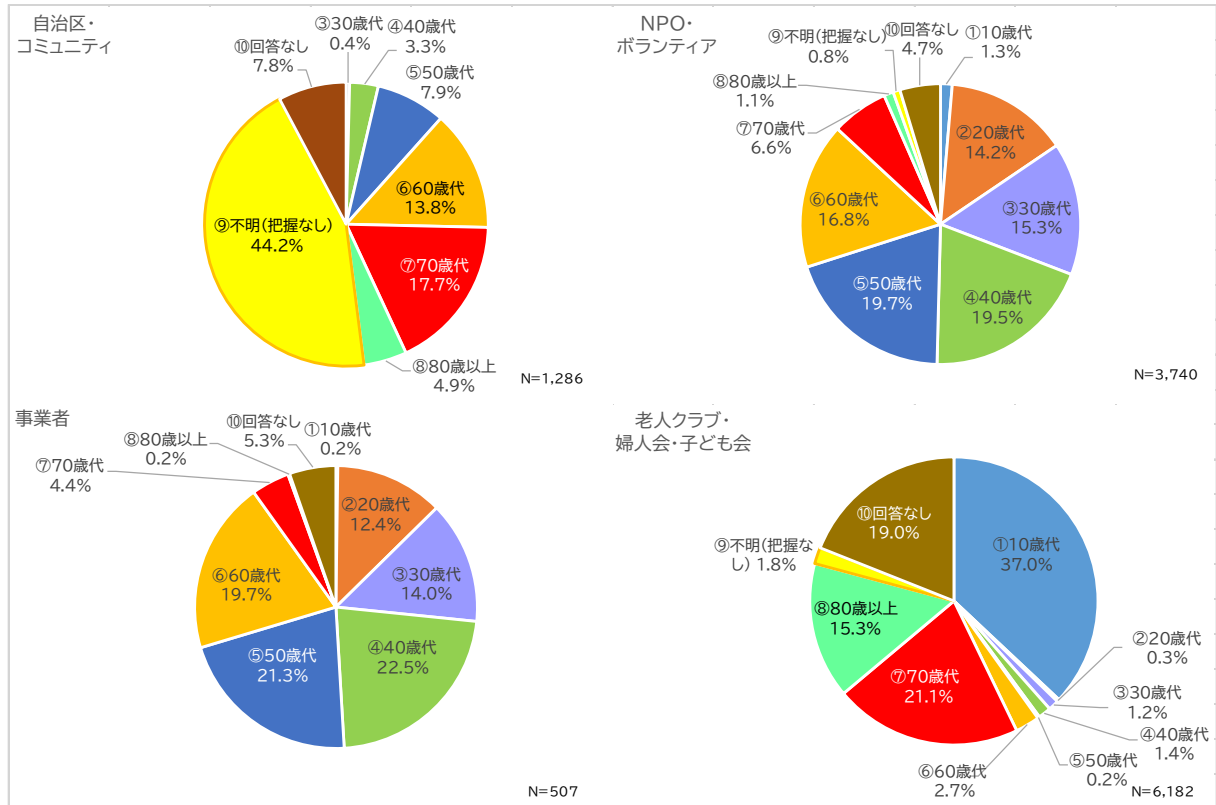
○自治区加入世帯率

自治区名	全世帯数	加入世帯数	自治区加入世帯率
大府	7,478	4,060	54.3%
石ヶ瀬	4,454	2,501	56.2%
横根	2,108	1,395	66.2%
横根山	2,381	1,217	51.1%
北崎	1,823	1,267	69.5%
共和西	5,869	3,250	55.4%
共和東	5,992	2,527	42.2%
長草	2,885	1,361	47.2%
吉田	3,887	2,624	67.5%
森岡	2,637	2,372	90.0%
計	39,514	22,574	57.1%

出典：大府市調

令和元年度末時点

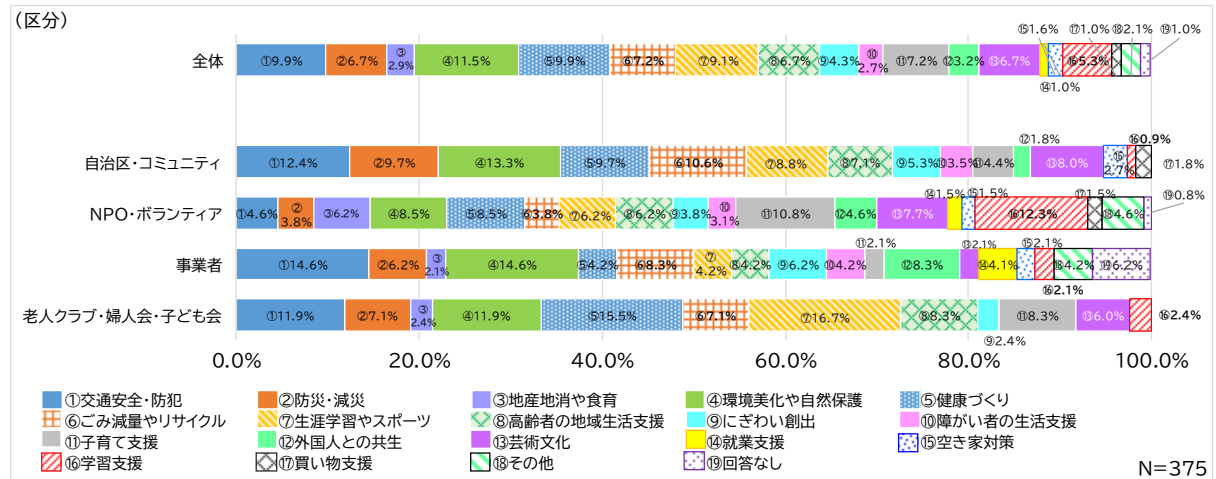
○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会で活動する市民の年齢層



出典:大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート²³結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会の社会貢献活動・地域活動の分野

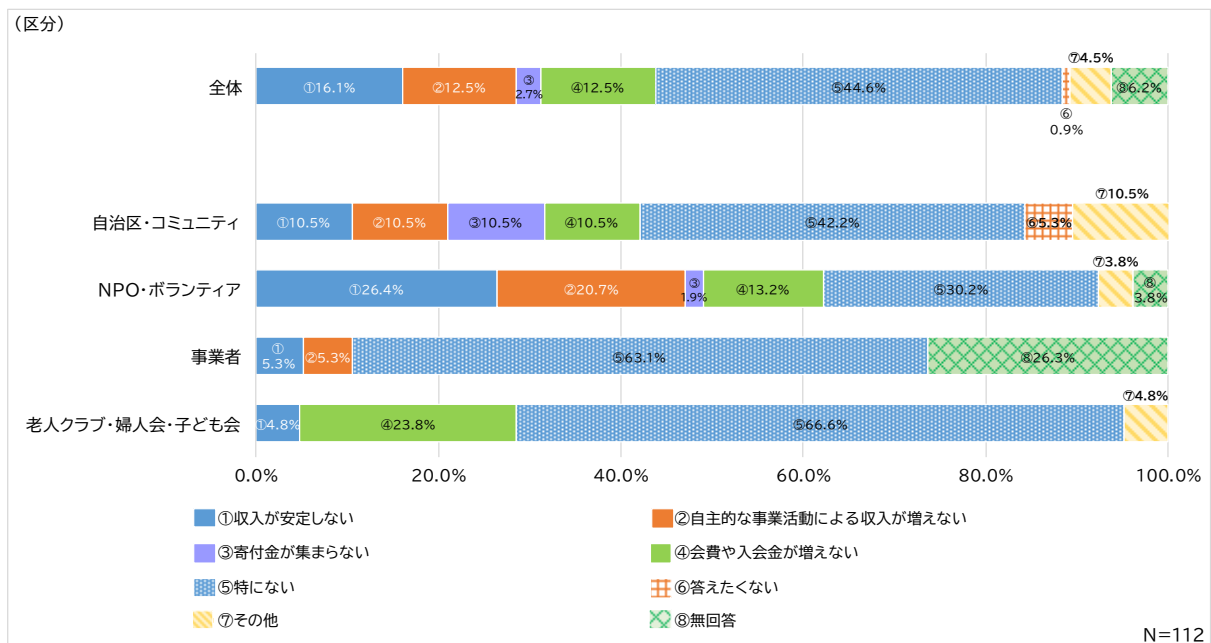


出典:大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

23 自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会に、現在の活動状況や課題、「協働によるまちづくり」やコラビア・公民館への考えを聞き、指針の参考にすることを目的に実施した調査

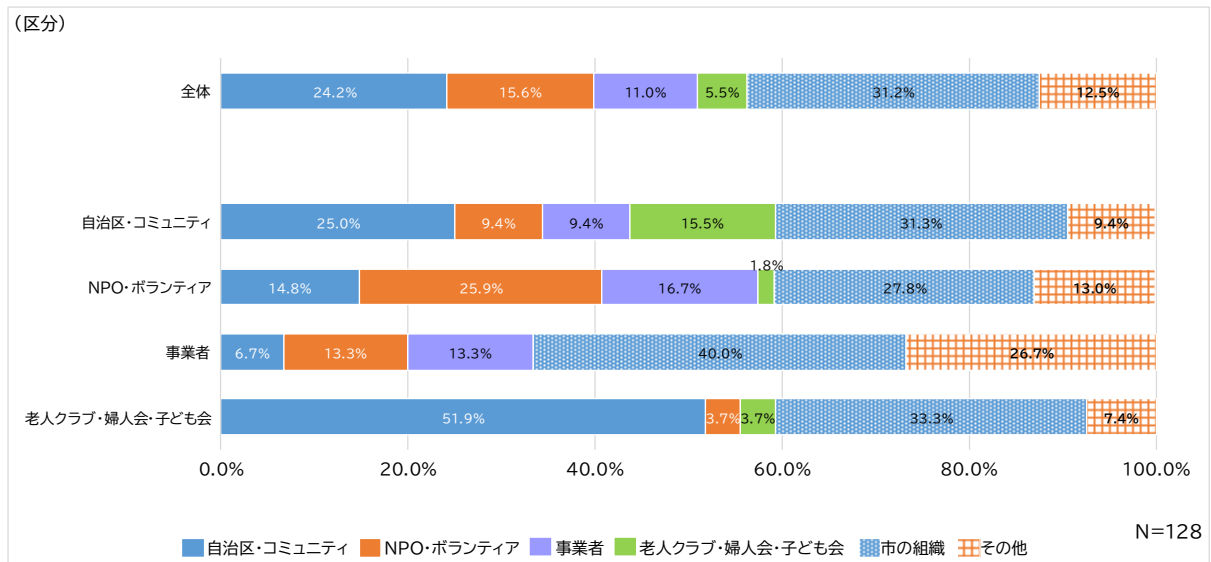
○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会の収入に関する課題



出典:大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会のまちづくり・地域づくり活動における連携状況

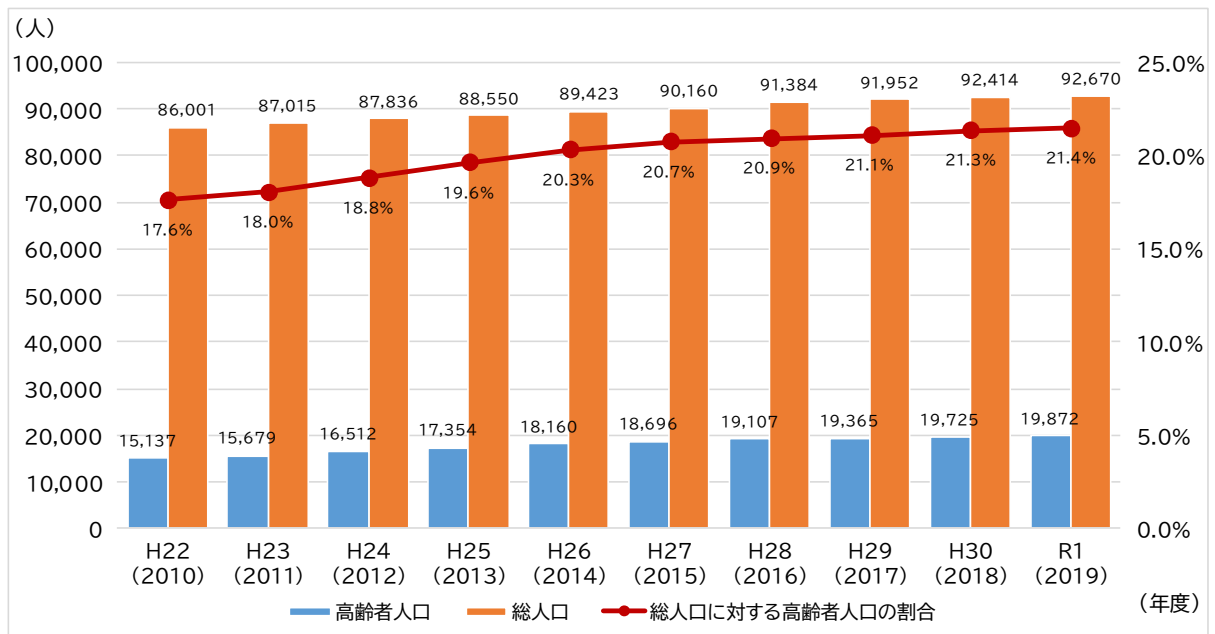


出典:大府市まちづくり・地域づくり活動に関するアンケート結果(令和2年度(2020年度))

令和2年4月1日現在

(3)福祉・子育て

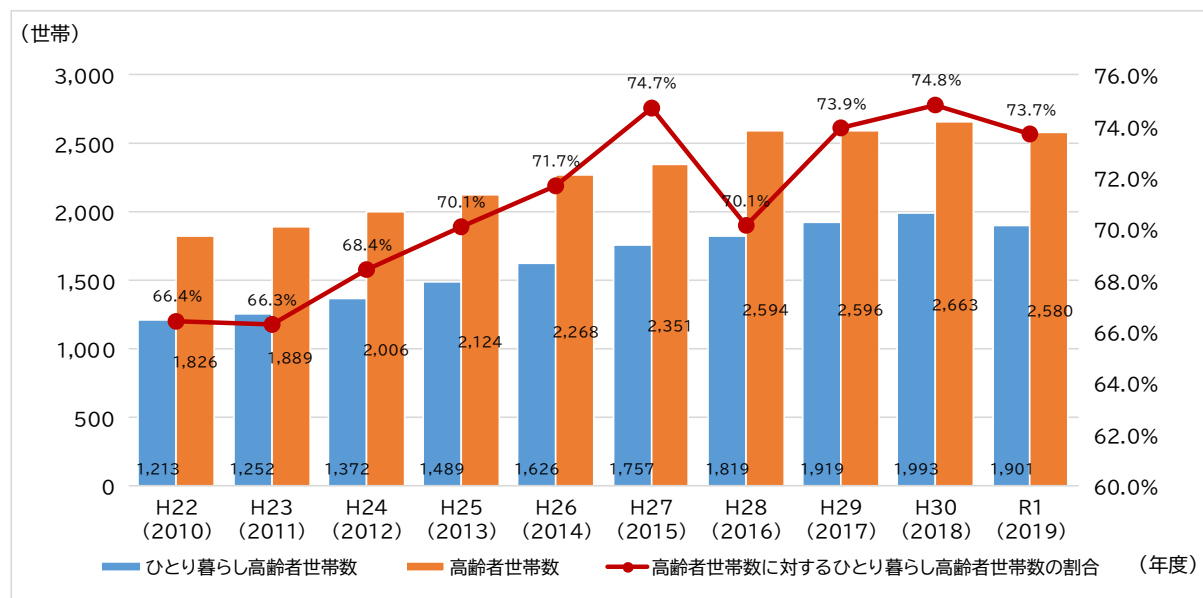
○高齢者人口



出典:大府市調

各年度末時点

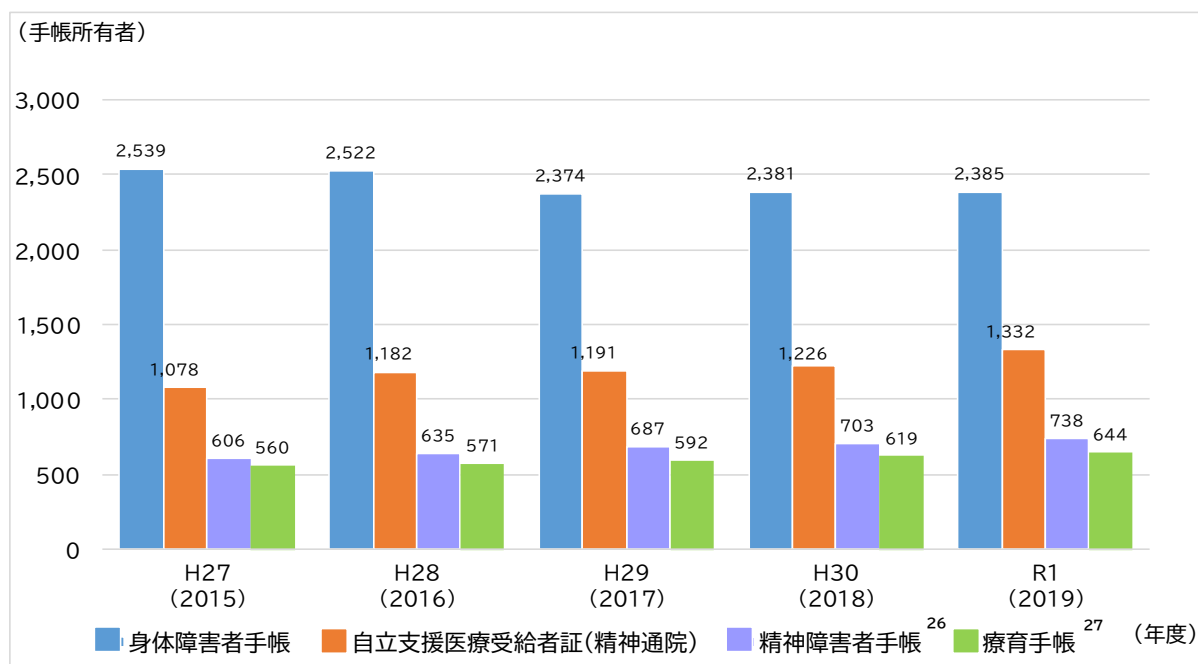
○ひとり暮らし高齢者数、高齢者世帯数及び高齢者世帯に対するひとり暮らし高齢者世帯の割合



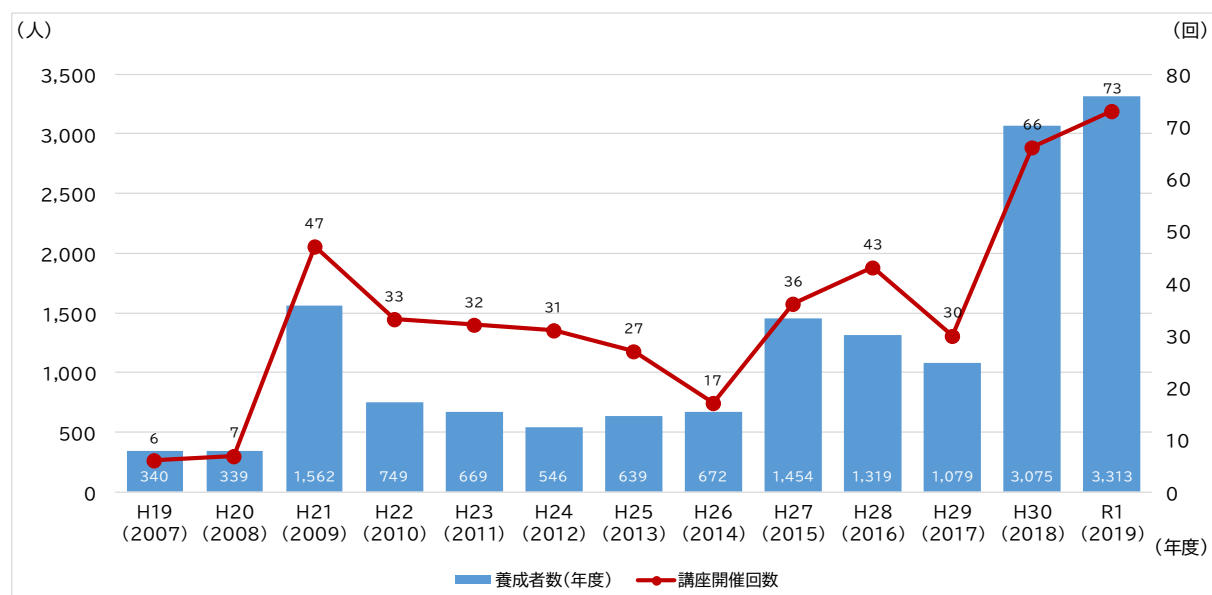
出典:大府市調

各年度末時点

○身体障害者手帳²⁴などの所持者と自立支援医療受給者証²⁵の交付状況



○認知症サポーター²⁸養成者数及び講座開催回数



24 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳

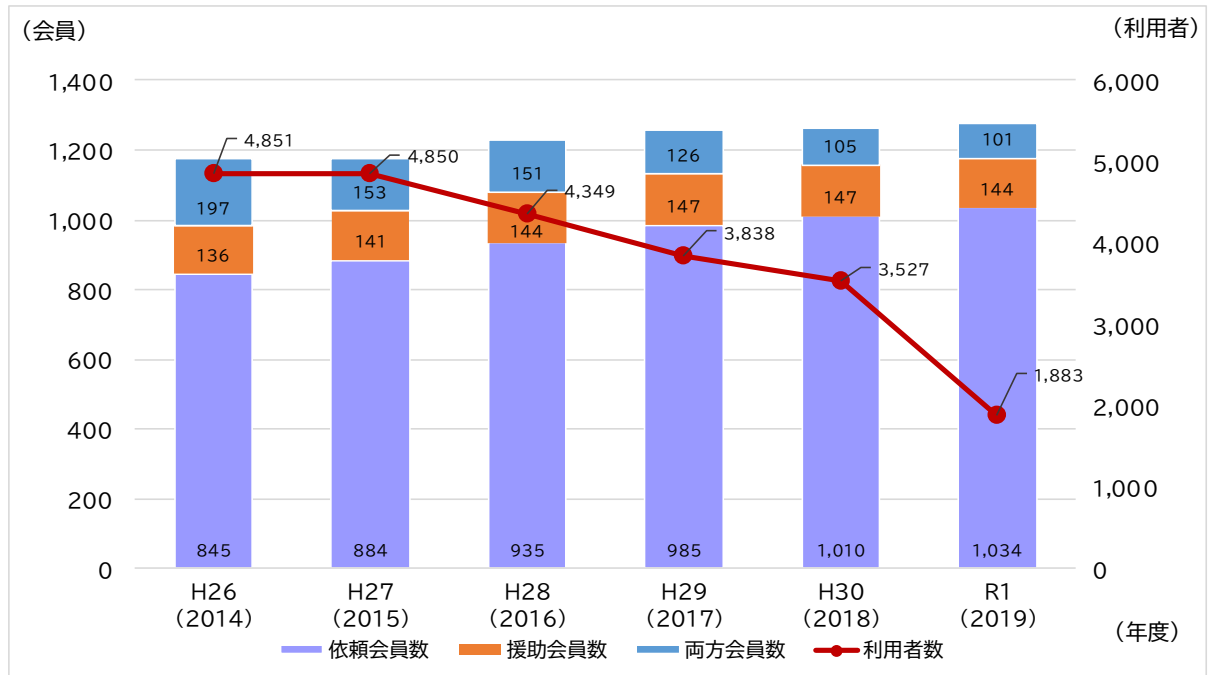
25 心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担をうける証書

26 一定程度の精神障がいの状態にあることを認定された方に交付される手帳

27 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳

28 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援するサポーター

〇おおぶファミリー・サポート・センター²⁹利用状況の推移



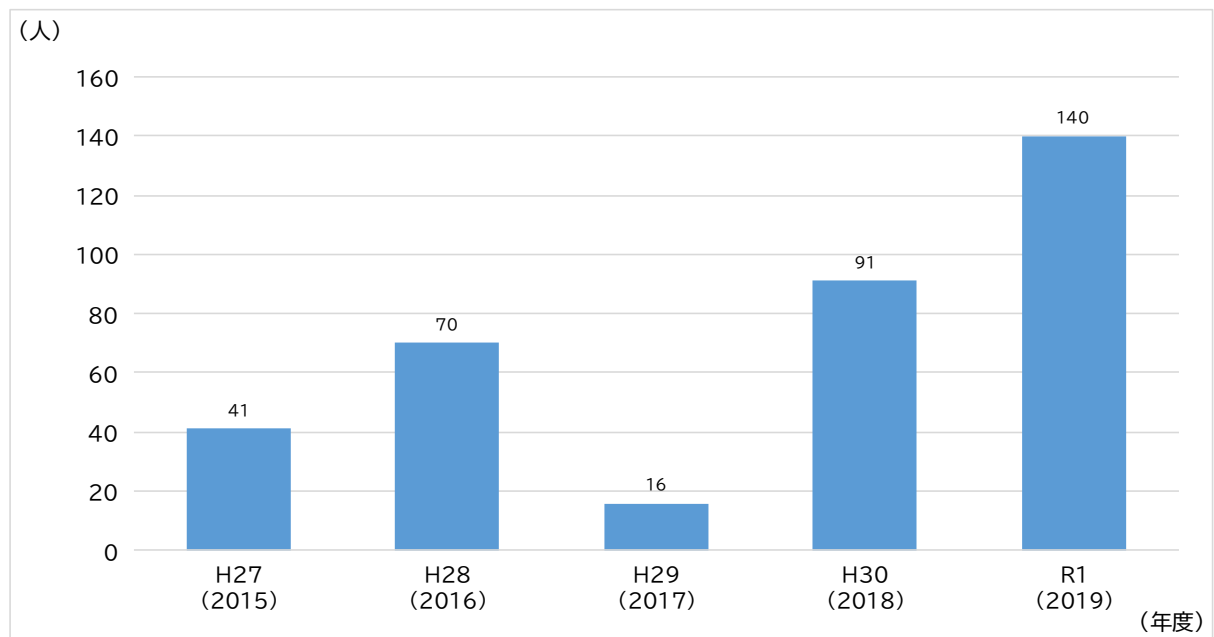
出典：大府市調

各年度末時点

29 子育ての援助を受けたい方(依頼・両方会員)と子育ての援助を行いたい方(援助・両方会員)が会員となり、地域で子育てを助け合う会員組織

(4)生涯学習

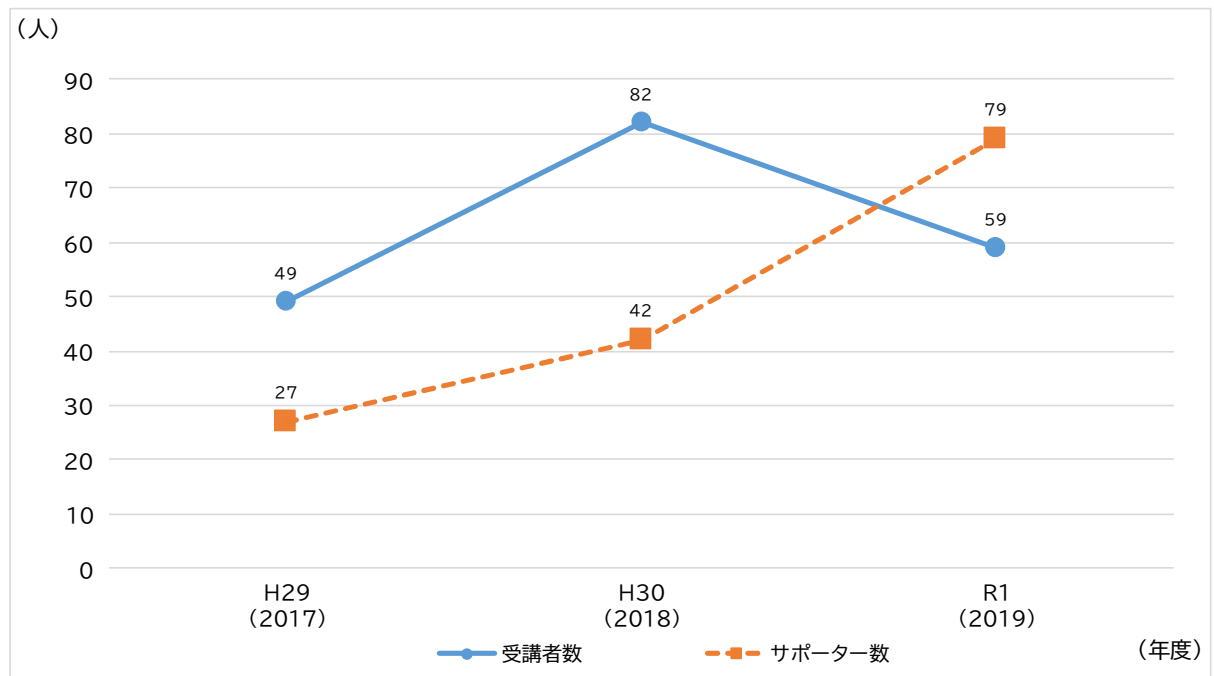
○公民館における小中学生を対象にしたボランティア講座受講者数



出典:大府市調

各年度末時点

○中学生学習支援事業「まなポート」³⁰受講者数及びサポーター数の推移

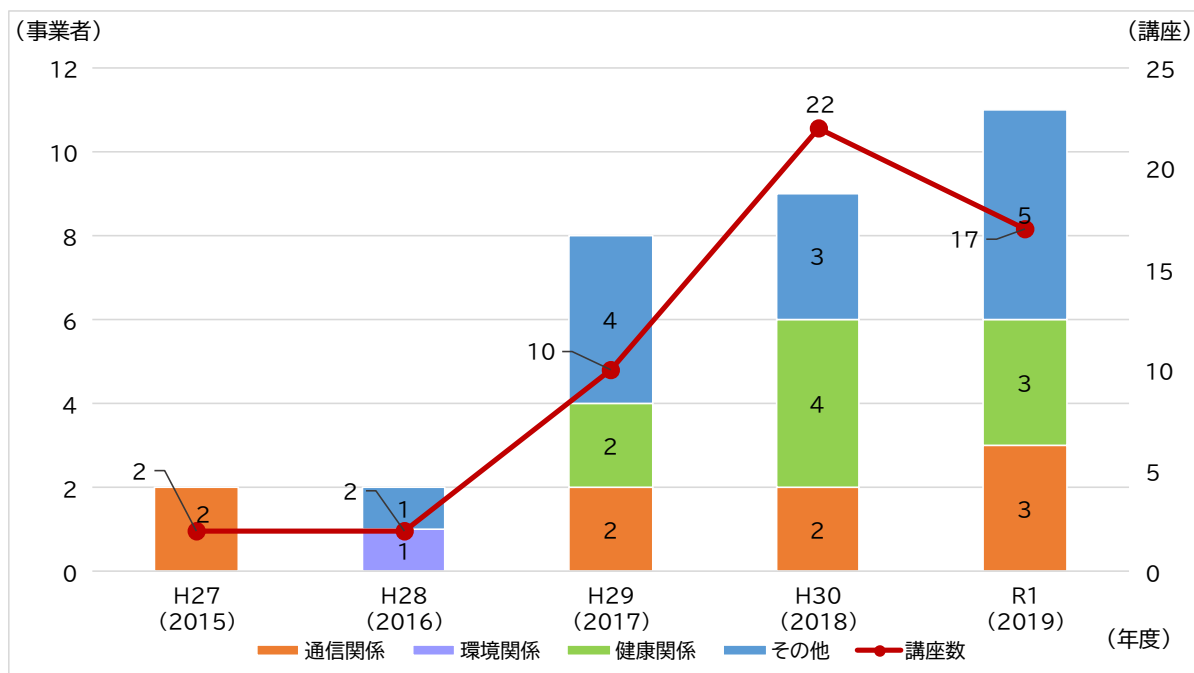


出典:大府市調

各年度末時点

30 学習の習慣付けを行うことにより、「生きる力の醸成の一助」とするとともに、地域で生徒の成長を支える仕組みを構築することを目的とする事業

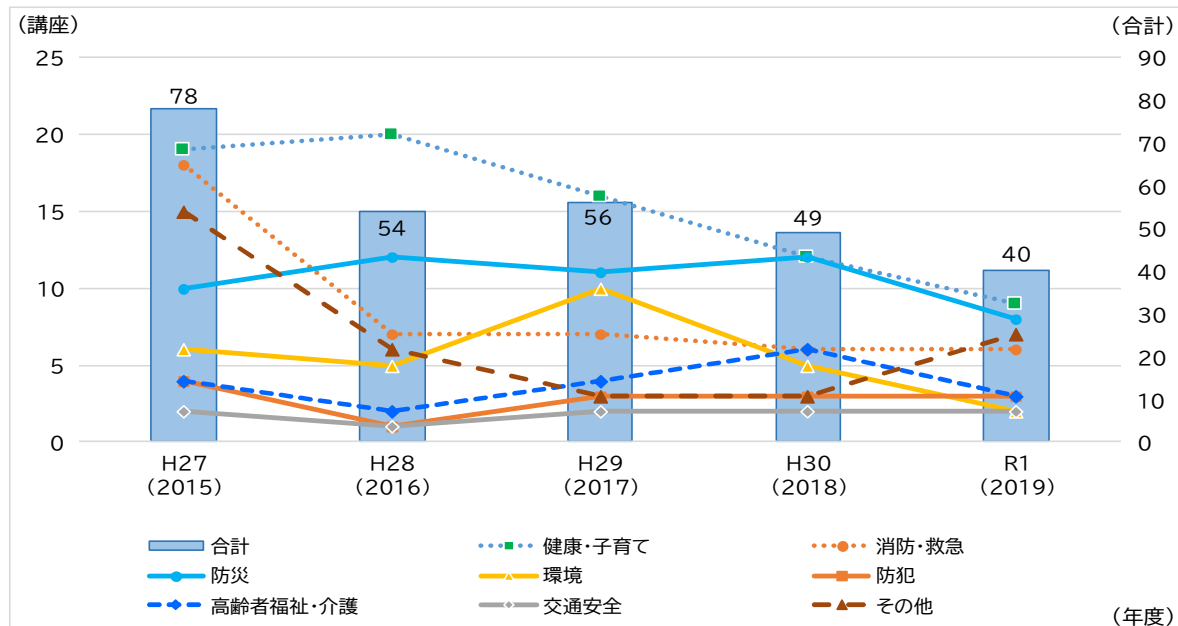
○公民館実施のハイカラプラス³¹(企業連携講座)への協力事業者数



出典:大府市調

各年度末時点

○健康都市おおぶ出前講座³²の実施状況



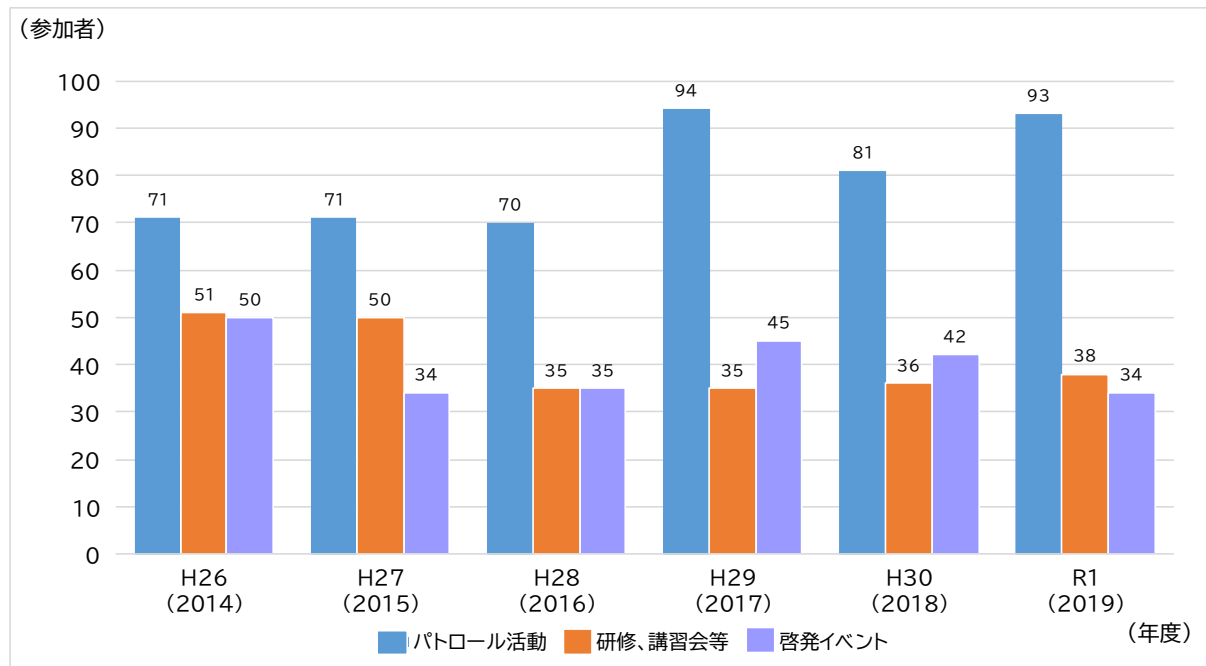
出典:大府市調

各年度末時点

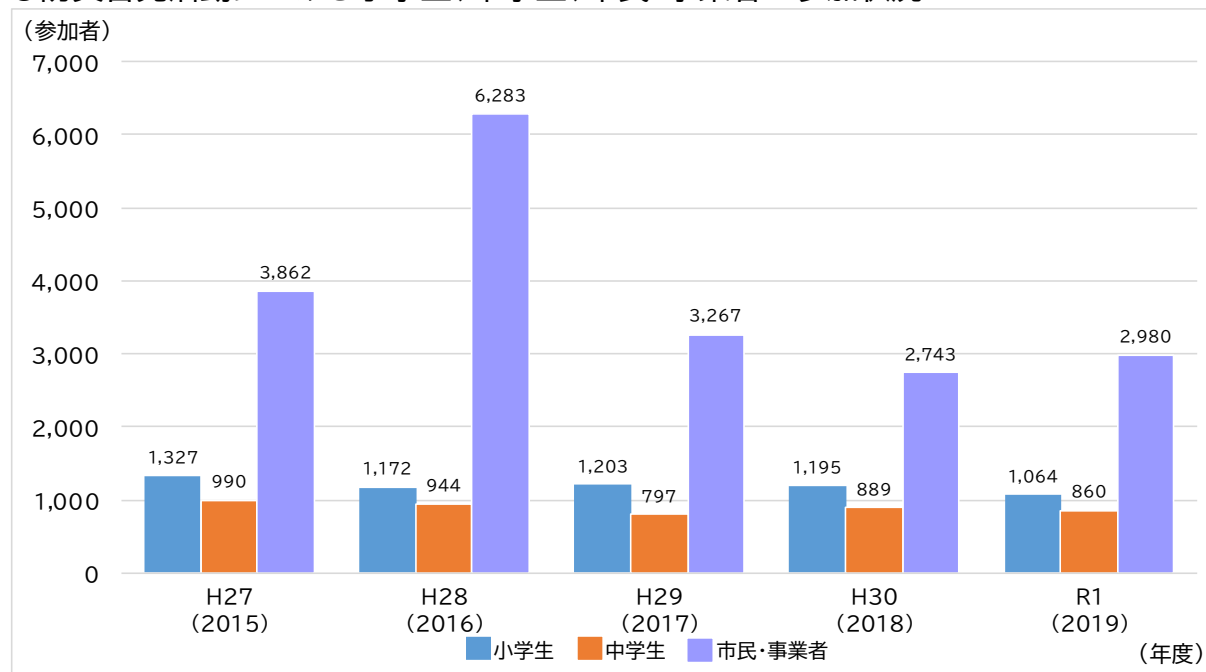
- 31 企業の社会貢献の一環として、企業活動で培ったノウハウを還元してもらう場を市が提供し、市民にワンランク上の生涯学習機会を創出することを目的とする講座
- 32 市民の指定した場所に市職員が講師として出向き、行政に関する知識や理解を深めてもらうことにより、まちづくりへの参加意識を高めることを目的とする講座

(5)防犯・防災

○防犯啓発活動における市民の参加状況

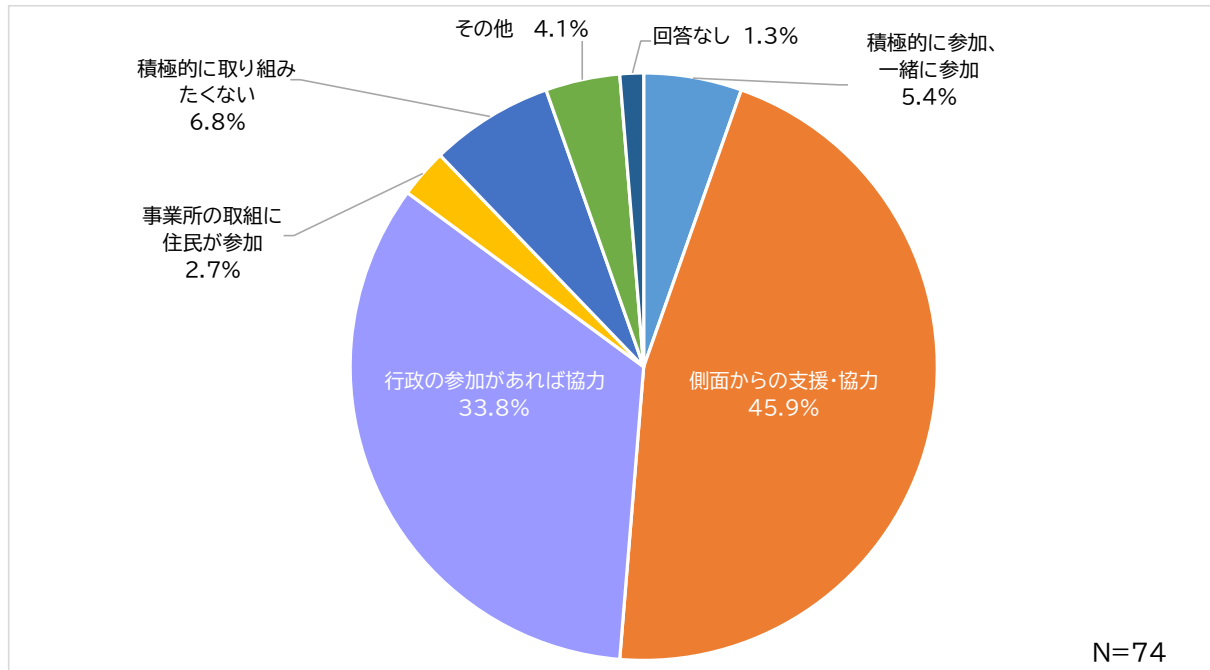


○防災啓発活動における小学生、中学生、市民・事業者の参加状況



(6)環境・緑化

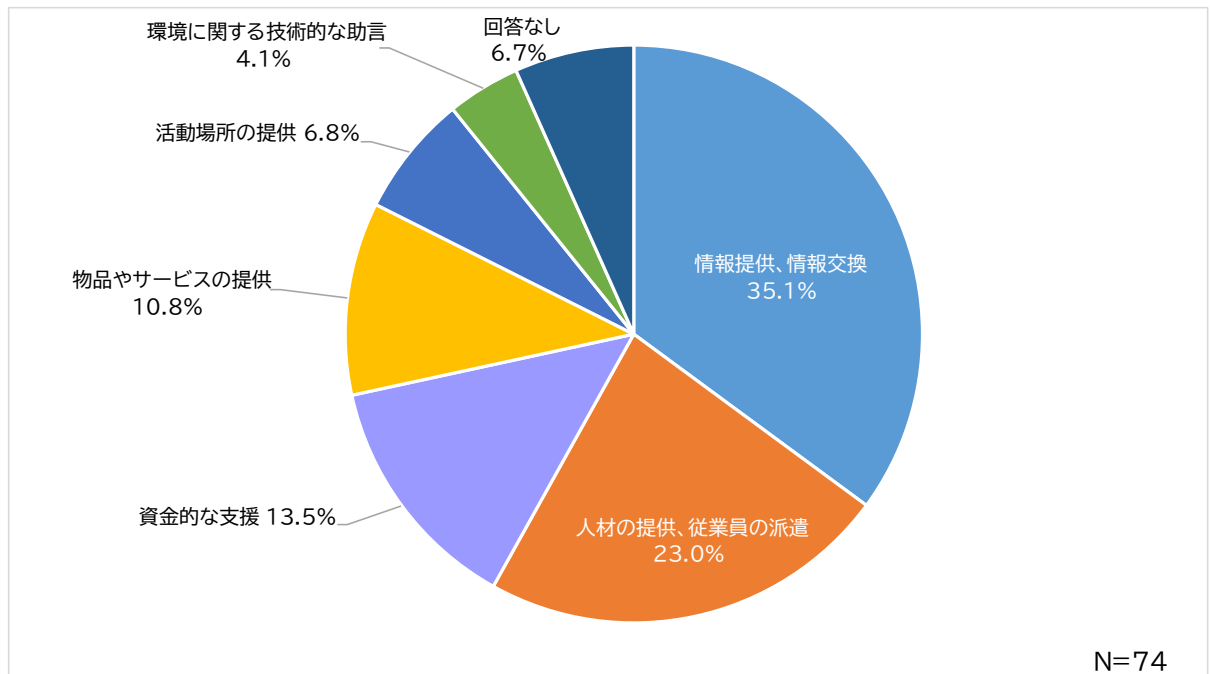
○環境に対して事業者の地域や NPO の活動についての協働の意向



出典：第3次大府市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果(令和元年度(2019年度))

令和元年7月9日現在

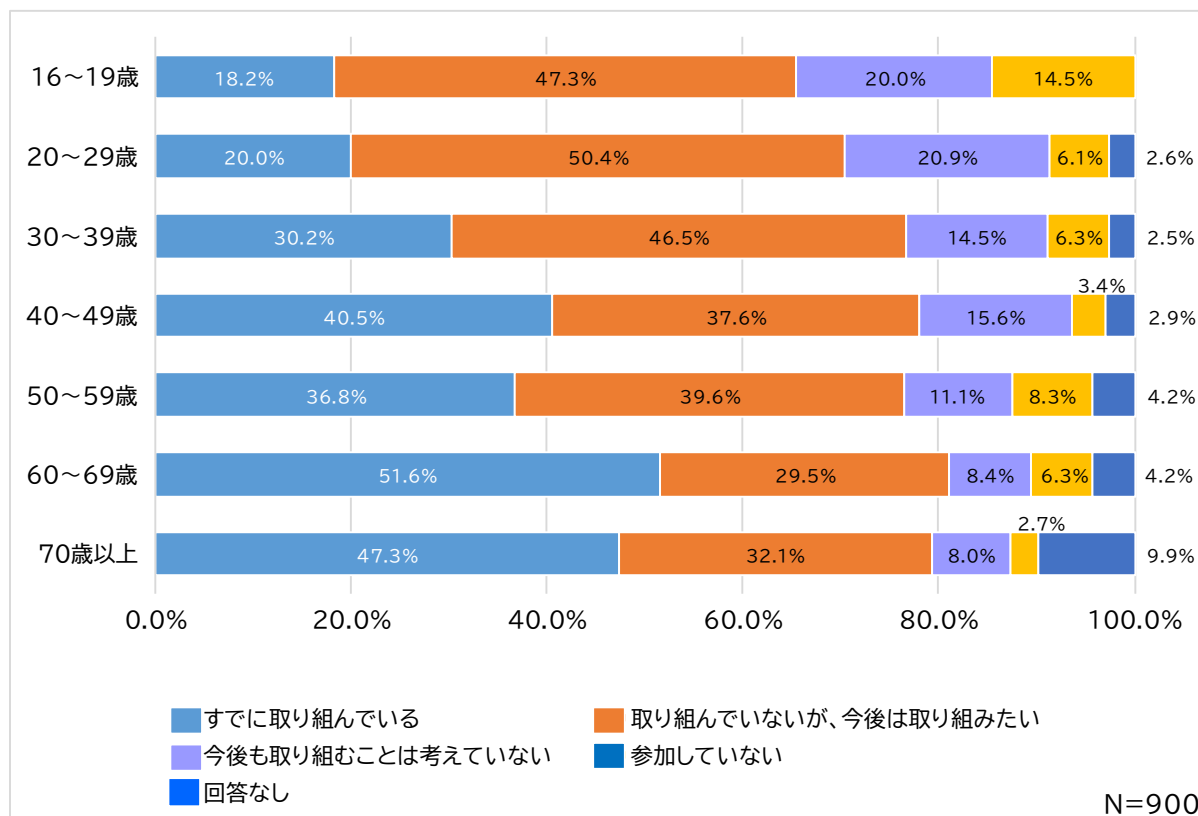
○事業者における地域や NPO の環境活動に対して可能な支援



出典：第3次大府市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果(令和元年度(2019年度))

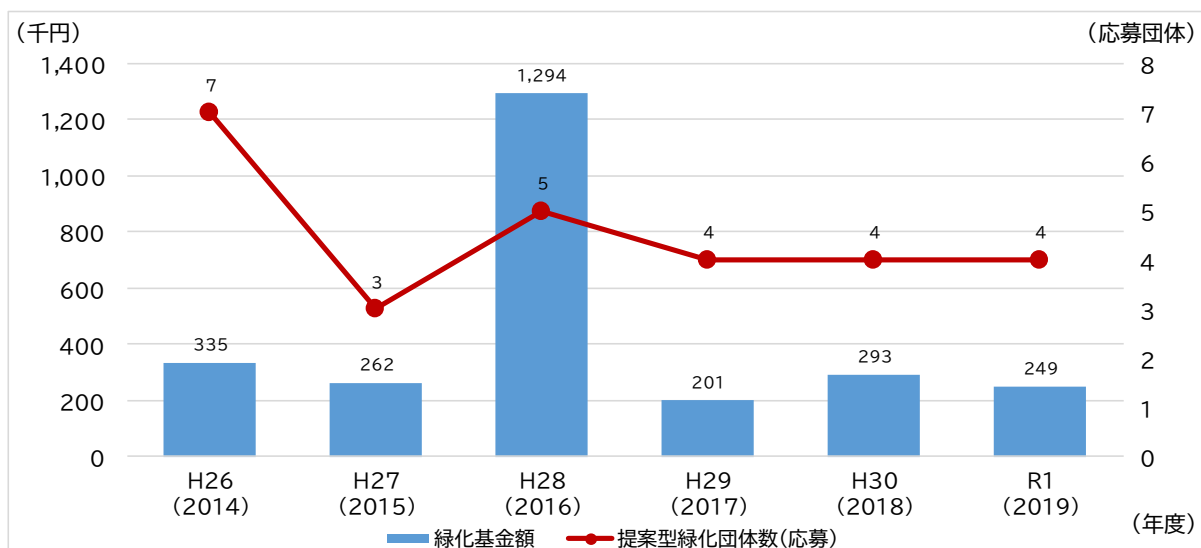
令和元年7月9日現在

○地域の環境美化・清掃活動への市民の参加状況



出典：第3次大府市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果(令和元年度(2019年度)) 令和元年7月9日現在

○提案型緑花推進事業³³の実績



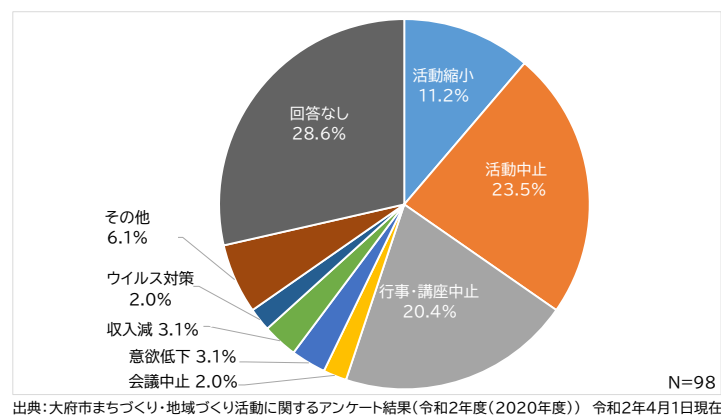
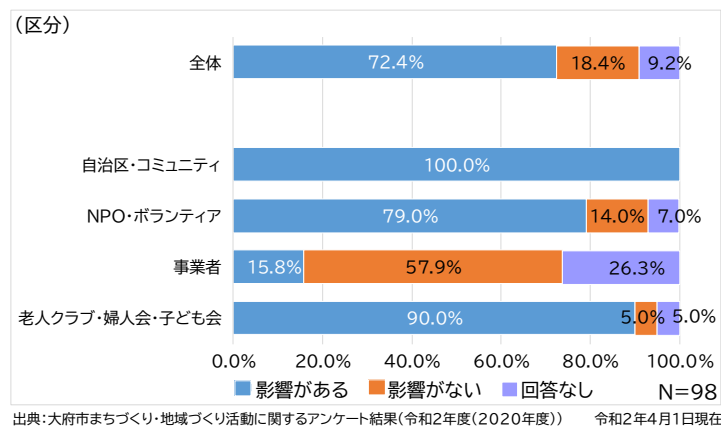
出典：大府市調

各年度末時点

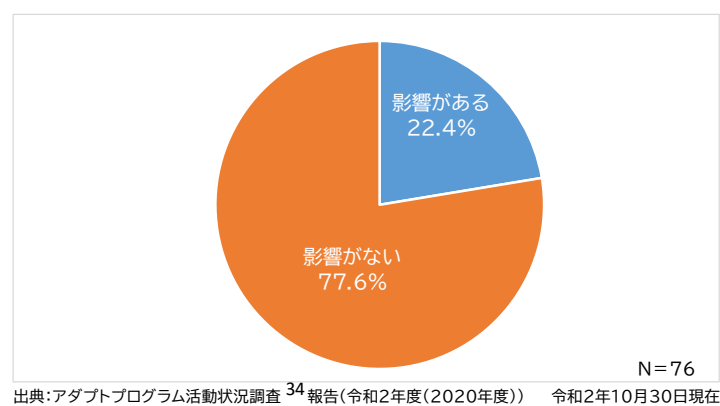
33 地域団体から地域の緑花推進事業の企画及び提案を受け、大府市緑化推進委員会で適当と認められた場合に、各団体と市が協働で実施する事業

5 新型コロナウイルス感染症

○自治区・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、老人クラブ・婦人会・子ども会の活動における新型コロナウイルス感染症の影響



○アダプトプログラム活動における新型コロナウイルス感染症の影響



34 アダプトプログラムに登録している団体に対して、現在の活動状況や活動を行う上での課題を把握し、今後の施策などの展開に活用するために実施した調査

○本市における新型コロナウイルス感染症の感染防止などに関する取組

年月	本市の動き	
	本市の施策など	公民館の動きなど
令和2年1月 (2020)		
令和2年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症危機対策本部を開設(25日) ・不特定多数が参加するイベント・行事などの中止又は延期(3月31日まで) 	
令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の臨時休校(2日～5月31日) ・屋内施設等休館(3日～31日) ・小中学校の給食費(3月分)の返金(11日) ・屋内施設等休館の延長(24日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設の貸館全面中止(4日) ・図書室の利用制限(選書による圖書の貸出・返却のみ可)(4日) ・施設内の滞留禁止(4日) ・公民館講座、イベントの中止(4日)
令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口の設置(7日) ・おおぶ文化交流の杜図書館の休館(20日) ・新型コロナウイルス感染症対策基金の設置(23日) ・理美容事業者休業協力金(24日) ・新型コロナウイルス感染症対策協力金、おおぶ飲食店応援助成金(28日) ・民間保育所等応援助成金(30日) 	
令和2年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金申請受付開始(7日) ・臨時特別出産祝金(7日) ・大府市新型コロナウイルス感染症対策基金条例、小中学校給食費(6～8月分)の無償決定(14日) ・直売所等応援補助金、ひとり暮らし高齢者などへの昼食配達開始(15日) ・不織布マスクのあっせん販売(15～25日) ・学生応援、ふるさと便おおぶの発送開始(20日から) 	
令和2年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内スポーツ施設利用再開(16日) ・バーベキュー場利用再開(19日) ・公民館、愛三文化会館、児童(老人福祉)センターなど、一部屋内施設の利用再開(1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用制限(料理室、湯沸室)(1日) ・ロビーなどでの滞留禁止(1日) ・利用定員の制限(定員の半数以下)(1日) ・中学生学習支援事業「まなポート」再開(1日) ・学習室の利用制限(受験生のみ可)(1日) ・自由来館(ホール開放)の中止(1日) ・貸館ルール【STEP1】の設定(1日) ・活動の制限(スポーツ又は準ずる活動、発声を主とする活動又は吹奏楽器による音楽活動、飲食など)
令和2年7月	市制50周年記念 おおぶ元気商品券の発行(9月配布)の決定(1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の制限(接触を伴うスポーツ又は準ずる活動、発声を主とする活動又は吹奏楽器による音楽活動、飲食等)(1日) ・貸館ルール【STEP2】の設定(1日)
令和2年8月		
令和2年9月		<ul style="list-style-type: none"> ・学習室の利用再開(1日) ・活動の制限(接触を伴うスポーツ又は準ずる活動、発声を主とする活動又は吹奏楽器による音楽活動、飲食など)(1日) ・貸館ルール【STEP2】の徹底(1日) ・公民館講座再開(公民館などが利用制限を行っている活動を除く)(1日)
令和2年10月	大府市感染症対策条例制定(1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の制限(飲食を伴う活動など)(1日) ・貸館ルール【STEP3】の設定(1日) ・オンライン講座『いただきまんがく食堂』:YouTubeを活用してオンライン講座を配信(10日)
令和2年11月		<ul style="list-style-type: none"> ・料理室の利用再開(1日) ・公民館イベント再開(公民館などが利用制限を行っている活動を除く)(1日) ・活動の制限(茶道、会食など)(1日) ・貸館ルール【STEP4】の設定(1日) ・子ども講座『プチこどものまち』:横根山自治区防災訓練で北山公民館が感染予防対策を講じて、ブースを設置(15日)
令和2年12月		
令和3年1月 (2021)	屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)(14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習研究集会:市役所とサテライト会場をZoomを活用してつなぐ取組を実施(14日) ・夜間の貸館停止(14日)
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・3月7日まで、屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を延長(2日) ・3月14日まで、屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を延長(26日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月7日まで、夜間の貸館停止を延長(2日) ・区長会議:Zoomを活用してオンライン開催(3日) ・MEDIAS ON STAGE～大府市公民館芸能祭～:公民館利用団体の発表の場を創出するため、知多メディアネットワーク株式会社の協力を得て番組を収録(3日、6日) ・森岡公民館利用者団体作品展:感染予防対策を講じて実施(7日) ・寿大学吉田学級:Zoomを活用して講座の一部をオンライン実施(18日) ・3月14日まで、夜間の貸館停止を延長(26日) ・コミュニティ連絡会議:Zoomを活用してオンライン開催(27日) ・MEDIAS ON STAGE～大府市公民館芸能祭～:メディアチャンネルで番組を放送開始(27日から)
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・21日まで、屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を延長(10日) ・屋内施設、屋外施設等の利用時間短縮(午後8時まで)を解除(22日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・21日まで、夜間の貸館停止を延長(10日) ・夜間の貸館を再開(22日)

出典:大府市調・愛知県公式ウェブサイト・厚生労働省公式ウェブサイト

国の動き	県の動き	その他
中国武漢市で確認された原因不明の肺炎について厚生労働省が注意喚起(6日)		・WHO 新型コロナウイルスを確認(14日) ・国内第1号となる感染者確認(16日) ・WHO 「世界的な緊急事態」を宣言(30日)
全国の小中学校、高校に臨時休校要請(27日)		・乗客の感染が確認されたクルーズ船が横浜港に入港(6日) ・国内で初めて感染者が死亡(13日)
・7都府県に緊急事態宣言(5月6日まで)発出(7日) ・緊急事態宣言(5月6日まで)を全国に拡大、愛知県を含む13都道府県を特定警戒都道府県に指定(16日)	・愛知県緊急事態宣言、緊急事態措置(5月31日まで)を決定(10日) ・繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請(13日) ・特定警戒都道府県に指定される(16日)	国内の感染者が1万人を超える(18日)
・緊急事態宣言を31日まで延長(4日) ・愛知県を含む39県の緊急事態宣言を解除、8都道府県は継続(14日) ・全国の緊急事態宣言を解除(25日) ・イベントなどの開催制限(ステップ1)(25日)	・国の動きに合わせて愛知県緊急事態宣言を31日までとする(4日) ・愛知県緊急事態宣言、緊急事態措置を解除(26日) ・愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針を制定(26日)	
・都道府県をまたぐ移動の自粛を緩和(19日) ・イベントなどの開催制限(ステップ2)(19日)		世界の感染者が1,000万人を超える(28日)
・イベントなどの開催制限(ステップ3)(10日) ・「Go To トラベル」キャンペーン開始(22日)		・国内の感染者が2万人を超える(7日) ・県内の感染状況が「警戒領域」に移行(21日) ・国内の感染者が3万人を超える(26日) ・国内死者1,000人(クルーズ船を除く)を超える(28日) ・県内の感染状況が「厳重警戒」に移行(29日)
イベントなどの開催制限(ステップ4)(1日)	・栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(5日～24日)(2日) ・愛知県緊急事態宣言(24日まで)を発出(6日) ・愛知県緊急事態宣言、営業時間短縮等要請を解除(24日)	・国内の感染者が4万人を超える(3日) ・県内の感染状況が「危険領域」に移行(6日) ・国内の感染者が5万人を超える(11日) ・世界の感染者が2,000万人を超える(11日) ・県内の感染状況が「厳重警戒」に移行(25日)
イベント人数規制の制限緩和(11月30日まで)(19日)		・県内の感染状況が「警戒領域」に移行(18日) ・世界の感染者が3,000万人を超える(18日)
		・世界の感染者が4,000万人を超える(19日) ・国内の感染者が10万人を超える(30日)
イベント人数規制の制限緩和を延長(令和3年2月28日まで)(12日)		・世界の感染者が5,000万人を超える(9日) ・世界の感染者が6,000万人を超える(26日)
		・世界の感染者が7,000万人を超える(12日) ・世界の感染者が8,000万人を超える(27日)
・1都3県に緊急事態宣言(2月7日まで)発出(8日) ・愛知県を含む2府5県に緊急事態宣言(2月7日まで)を拡大(14日)	緊急事態措置として2月7日まで飲食店等への営業時間短縮等要請(14日)	・世界の感染者が9,000万人を超える(10日) ・世界の感染者が1億人を超える(27日)
・1都2府7県の緊急事態宣言を3月7日まで延長(2日) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正(13日)	・緊急事態措置として3月7日まで飲食店等への営業時間短縮等要請を延長(2日)	
・愛知県を含む2府4県の緊急事態宣言を解除、1都3県は7日まで継続(1日) ・1都3県の緊急事態宣言を21日まで延長(5日) ・全国の緊急事態宣言を解除(22日)	・愛知県厳重警戒宣言(14日まで)を発出、飲食店等への営業時間短縮等要請を継続(1日) ・愛知県厳重警戒宣言を21日まで延長、飲食店等への営業時間短縮等要請を継続(10日) ・愛知県厳重警戒宣言を解除(22日) ・31日まで、名古屋市全域の飲食店等への営業時間短縮等要請を継続(22日)	

令和3年3月22日現在